

日薬連発第 23 号
2024 年 1 月 15 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

セルフメディケーション税制対象品目
(令和 6 年 2 月 1 日時点) について

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしく願います。

<厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室からの連絡文>

2 月分のセルフメディケーション税制対象品目をとりまとめましたのでお送りします。本リストは 2 月 1 日に厚生労働省ホームページにて公表いたします。

※ 令和 4 年以降、当月 20 日までに申請のあった対象品目について、翌月 10 日目処で業界団体様に周知いたします。本リストは、翌々月 1 日目処で厚生労働省ホームページに掲載いたします。

※ 厚生労働省ホームページ：

セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>